



佐賀県公報

平成17年
5月2日
(月曜日)
第 12599号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 特定軽量器の定期検査

の指定

- 佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく希少野生動植物種

の指定

- 牛海綿状脳症の擬似患畜の発生

(二五五・環 境 課) 一

(二五六・畜 産 課) 二

(二五七・土 地 対 策 課) 三

(二五八・建 築 住 宅 課) 四

- 平成十七年度地籍調査事業計画
- 建築基準法第七条の三第一項及び第六項の規定に基づく特定工程
- 及び特定工程後の工程の指定

(二五八・建 築 住 宅 課) 四

公 告

告 示

- 佐賀県立病院好生館建設手続等検討調査業務に係る公募型プロポーザル方式による業者選定手続の実施
- 土地改良区の定款変更認可
- 鳥栖警察署改築工事設計業務に係る公募型プロポーザル方式による

(建築住宅課) 四

(医務課) 三

(農地整備課) 四

区分

和 名

科 名

指 定 の 理 由

本県内に生育する希少な野生植物種のうち、特に採取・伐採等の人為的な影響が大きく、個体数の減少が著しいことから、その種の保護を図るため。

●佐賀県告示第二百五十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次とおり実施する。

平成十七年五月二日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第二百五十五号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)第五十四条第一項の規定により、次の種を希少野生動植物種として指定した。

平成十七年五月二日

佐賀県知事 古川 康

植物		区分	和名	科名	指 定 の 理 由
ノハナショウブ	ノハナショウブ				
バイケイソウ	バイケイソウ				
キエビネ	キエビネ				
ユリ	ユリ				
ラン	ラン				
ナゴラン	ナゴラン				
トキソウ	トキソウ				
ヒナラン	ヒナラン				
フウラン	フウラン				

◎佐賀県告示第二百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病に係る届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年五月二日

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
牛海綿状脳症	疑似患畜	平成一七年四月二十五日	唐津市鎮西町	一頭	
"	"	"	唐津市肥前町	"	乳用牛
"	"	"	"	"	

◎佐賀県告示第二百五十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、

平成十七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成十七年五月二日

佐賀県知事 古川 康

一 調査を行う者の名称

多久市、伊万里市、川副町、基山町、上峰町、みやき町、江北町及び白石

二 調査地域

北多久町大字多久原及び大字小侍並びに南多久町大字下多久及び大字長尾
伊万里市大川町駒鳴、立川、山口、東田代及び大川野並びに南波多町古川
川副町大字鹿江
基山町大字園部

上峰町大字堤

みやき町大字原古賀

江北町大字佐留志及び大字山口

白石町大字馬洗、大字大渡、大字今泉、大字東郷、大字福吉、大字福田、

次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、(一)から(五)までの二以上の工程を含むものにあつては、(一)の工程が含まれるものは(一)の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程

大字深浦、大字坂田、大字田野上及び大字辺田
三 調査期間
平成十七年五月二日から平成十八年三月三十一日まで

◎佐賀県告示第二百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項及び第六項の規定に基づき特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成十七年六月一日以後に法第六条第一項の規定に基づき確認の申請書を提出する建築物から適用する。

平成十七年五月二日

佐賀県知事 古川 康

一 中間検査を行う区域

佐賀県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

二 中間検査を行う期間

平成十七年六月一日から五年間

三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(一) 一戸建ての住宅、兼用住宅又は長屋で三以上の階数（地階を除く。）を有するもの

(二) 法別表第一い欄一から四までに掲げる用途に供する建築物で三以上の階数（地階を除く。）を有するもの

(三) 共同住宅で二の階数（地階を除く。）を有するもの。ただし、法第六条の三第一項各号に規定する建築物を除く。

四 特定工程

を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、工から工がまでのこずれかの工程を「以上に分けて施工するもの」は、「やれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。

(工) 木造にあつては、柱、梁及び筋かいの建方工事（枠組壁工法にあつては、耐力壁の設置工事）

(二) 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建方工事

(三) 鉄筋コンクリート造にあつては、1階の梁及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わなこものは、1階の床版の取付工事

(四) 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1階の鉄骨の建方工事

(五) 工から工までに掲げる構造以外のものにあつては、基礎の配筋工事

五 特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。

(一) 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事

(二) 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事

(三) 鉄筋コンクリート造にあつては、1階の梁及び床のコンクリート打ち工事。ただし、当該工事を現場で行わなこものは、1階の柱又は壁の取付工事

(四) 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、柱又は梁の配筋工事

(五) 工からの工までに掲げる構造以外のものにあつては、基礎のコンクリート打ち工事

六 適用の除外

法第十八条又は第八十五条の適用を受ける建築物にあつては、以下の如きの規定は適用しない。

○ □ ■
佐賀県立病院好生館建設手法等検討調査業務について、公募型プロポーザル方式による委託業者の選定手続を次のとおり実施します。

平成17年5月2日

収支等命令者

佐賀県健康福祉本部医務課長 田中信博

1 業務内容等

- (1) 業務名 佐賀県立病院好生館建設手法等検討調査業務
- (2) 業務内容 建設手法等の検討、分析、提案等
- (3) 履行期間 平成17年6月中旬から平成17年10月31日まで
- (4) 委託予定額 1,050万円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 委託候補者の資格要件

次の要件を満たすこと。ただし、(1)から(3)はグループを構成して業務にあたる場合は、グループ代表会社以外の協力会社の実績等であつても差し支えない。

- (1) PFI（公共施設等の建設、維持管理及び運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。）導入可能性調査の実績を有する等PFIに精通していると認められること。
- (2) 病院の運営又は経営コンサルタントの実績を有する等病院経営に精通していること。
- (3) 建設手法等の検討に必要な法務、財務等に精通していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないものであること。（グループを構成して業務にあたる場合は、グループ代表会社以外の協力会社についても同様とする。）
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
イ 平成17年5月2日以後、佐賀県から指名停止等の措置を受けている者

- ウ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始の決定を受けている者を除きます。
- 工 商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者
- 3 実施要領等の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成17年5月2日（月）から平成17年5月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 佐賀県健康福祉本部医務課（佐賀市城内一丁目1番59号）
なお、佐賀県のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp>）からダウンロードすることができます。
- 4 説明会の開催日時及び開催場所
- (1) 開催日時 平成17年5月13日（金）午後2時
(2) 開催場所 佐賀県庁新行政棟11階 大会議室
- 5 参加表明書の受付期間、受付場所及び提出方法
- (1) 受付期間 平成17年5月13日（金）から平成17年5月17日（火）まで
(2) 受付場所 佐賀県健康福祉本部医務課
(3) 提出方法 参加表明書の提出者は、実施要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送すること（郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。）。
- 6 質問の受付及び回答
- (1) 受付期間 平成17年5月13日（金）から平成17年5月17日（火）まで
(2) 受付場所 佐賀県健康福祉本部医務課
(3) 提出方法 指定様式を添付した電子メールを、9のメールアドレスに送信すること。
- なお、電話での問い合わせには応じません。
(4) 回答方法 参加表明書を提出した全ての者に電子メールで平成17年5月20日頃に回答します。
- 7 技術提案書の受付期限、受付場所及び提出方法
- (1) 受付期限 平成17年5月27日（金）午後5時
(2) 受付場所 佐賀県健康福祉本部医務課
(3) 提出方法 技術提案書の提出者は、実施要領に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送すること（郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。）。
- 8 その他
- (1) 詳細は実施要領によります。
(2) 参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出できません。
(3) 委託候補者選定委員会を設置し、各技術提案についてヒアリングによる総合評価を行い、審査し選定します。
(4) 技術提案書提出者が6者を超える場合は、委託候補者選定委員会においてヒアリング対象者を6者程度に選定します。
- 9 聞い合わせ先 佐賀県健康福祉本部医務課県立病院担当
電話 0952-25-7072
メールアドレス imu@pref.saga.lg.jp
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年4月20日北茂安町土地改良区の定款の変更を認可した。
- 平成17年5月2日
- 佐賀県知事 古川 康
- 鳥栖警察署改築工事設計業務について、公募型プロポーザル方式による選定手続を次のとおり実施します。

平成17年5月2日

収支等命令者

第12599号

報公熙賀佐

5

平成17年5月2日(月)

1 業務内容等
佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 大塚敏治
(1) 業務名 烏栖警察署改築工事設計業務
(2) 業務内容 基本設計及び実施設計
(3) 履行期間 平成17年7月初旬から平成18年2月下旬まで
(4) 主要施設概要

ア 建築場所 烏栖市元町1234-5
イ 用途及び規模 用途 警察署庁舎及び車庫
延べ面積 庁舎 約3,000平方メートル
車庫 約640平方メートル

2 参加資格及び評価基準に関する事項
(1) 参加申請書の提出者に要求される資格
ア 県内に本店を有すること。
イ 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項による平成17・18年度建築士事務所の資格の決定を受けていること。
ウ 県内において建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、かつ、一級建築士が3人以上(平成17年4月1日における常勤者に限る。)勤務していること。

工 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本委託の参加申請書の提出期限日(平成17年6月3日)から契約の日までの間、受けていないこと。
オ 元請(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上の場合に限る。)として平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に鉄筋コンクリート造で建築基準法(昭和25年法律第201号)別表

第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物(共同住宅は除く。)で延べ床面積1,500平方メートル以上の建築設計業務の実績を有すること。

力 鉄筋コンクリート造で建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物(共同住宅は除く。)で延べ床面積1,500平方メートル以上のものの建築設計業務実績を有する主任技術者を専任で配置できること。

(2) 参加申請書の評価基準

ア 実施方針の妥当性
イ 提案の的確性及び独創性及び実現性
ウ 施設への理解度及び取組意欲

3 説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成17年5月2日(月)から平成17年5月13日(金)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の9時から17時まで

(2) 配布場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)

4 資料作成説明会の開催日時及び開催場所

(1) 開催日時 平成17年5月10日(火)9時30分
(2) 開催場所 佐賀県庁南別館西32号会議室

5 参加表明書の提出日、提出場所及び提出方法

(1) 提出日 平成17年5月13日(金)9時から17時まで
(2) 提出場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当
(3) 提出方法 参加表明書の提出者は、説明書に基づき参加表明書を作成し持参すること。

6 参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法
(1) 提出期限 平成17年6月3日(金)の16時まで

- (2) 提出場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当
(3) 提出方法 参加申請書の提出者は、説明書に基づき参加申請書を作成し持参すること。

7 その他

- (1) 詳細は説明書によります。
(2) 参加表明書を提出しない者は、参加申請書を提出することができません。
(3) 参加申請書に関するヒアリングを行うことがあります。

8 問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当

電話 0952-25-7166